

○早川町空家等対策条例

令和2年3月13日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定した早川町空家等対策計画の推進のほか、空家等に関する対策の実施及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づき管理不全状態にある空家及び廃棄物等に起因する管理不全状態にある土地等の適正な管理に関する措置について、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全、空家等を活用したまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定される空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定される特定空家等と町長が認めるものをいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 廃棄物 廃掃法第2条第1項に規定される廃棄物をいう。
- (5) 管理不全状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。

ア 老朽化、自然災害等のために倒壊し、又は建築材が飛散するおそれがある状態

イ 不特定の者が侵入すること等により火災を発生させ、又は犯罪を起こすおそれがある状態

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の景観、及び生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等や廃棄物を適切に管理しなければならない。

(空家等対策計画)

第4条 町長は、法第6条第1項の規定に基づき策定した早川町空家等対策計画により、空家等に関する対策を総合的、かつ、計画的に実施する。

(空家等対策協議会)

第5条 町長は、法第7条第1項に規定される協議を行うため、早川町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の所掌事項は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 早川町空家等対策計画の推進及び見直し、並びに当該計画に基づく施策の実施についての協議
  - (2) 特定空家等の認定について意見を述べること。
  - (3) 行政代執行の実施について意見を述べること。
  - (4) その他町長が必要と認める事項
- 3 協議会は委員8人以内で組織し、町長及び次の各号に掲げる者で構成する。
  - (1) 法務、不動産、建築等に関し専門的な知見を有する者
  - (2) 各種団体の推薦を受けた者
  - (3) その他町長が必要と認める者
- 4 協議会の委員の任期は町長を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
  - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総務する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 委員の報酬及び費用弁償は、早川町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年早川町条例第8号)を適用する。
- 8 協議会の事務局は、総務課に置く。
- 9 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

(空家等に関する調査)

第6条 町長は、第8条に規定する特定空家等の認定に際し、法第9条第1項及び第2項の規定により管理不全状態かどうか調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査は、法第9条第3項から第5項までの規定により行う。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第7条 町長は、空家等の情報について、法第10条第1項及び第3項の規定により利用することができる。

(特定空家等の認定)

第8条 町長は、特定空家等に該当すると見込まれる空家等を把握した場合、町の判断基準に基づく調査を実施し、総合的な判断により特定空家等として認定する。

2 前項の規定により特定空家等と認定しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴取する。

(特定空家等に対する措置)

第9条 町長は、前条第1項の規定により特定空家等として認定したときは、特定空家等に対し法第14条第1項から第15項までに規定される措置、また、廃掃法第19条の7第1項から第4項に該当すると認められるときは、町長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

(緊急対応措置)

第10条 町長は、空家等が、人の生命、生活環境の保全上の支障が生じ身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、危害の発生又は拡大の防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、緊急、かつ、やむを得ないと認められるときは、措置を講じた後に通知する。

3 町長は、第1項の規定により緊急対応措置を講じたときは、その所有者等か

ら当該措置に係る費用を徴収する。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、空家等の適切な管理及び特定空家等の倒壊等の危険性がある場合、また廃棄物による景観の破壊、悪臭等環境汚染に繋がると認めるときは、町の区域を管轄する警察署、その他関係機関等に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。